

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

低所得世帯支援給付金のご案内 (10万円/1世帯)

受給には手続きが必要です

- 低所得世帯支援給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

大網白里市が確認書(または申請書)を受理した日から4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

住民税均等割のみ課税世帯向け給付金

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割のみ課税」の世帯

令和5年1月2日以降に本市
へ転入した方がいる世帯、または
令和5年度分未申告の方が
いる世帯

該当する世帯の世帯主へ
「**確認書**」を送付しますので、
返信用封筒で返送してください。

提出期限:令和6年5月31日(金)

※令和5年12月1日時点で大網白里市に
住民登録のある方が対象です。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

提出期限:令和6年5月31日(金)

※令和5年1月2日以降転入した方がい
る場合で、世帯の全員が住民税均等割
のみ課税世帯に該当する場合は、社会福
祉課へお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税均等割のみが課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から大網白里市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大網白里市から、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
- 中身を確認して、大網白里市に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと。
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合で、世帯の全員が住民税均等割のみ課税世帯に該当する場合は、社会福祉課へお問い合わせください。
- 世帯の中に未申告（令和5年度分）の方がいる場合は、令和4年中の収入申告を済ませてから申請してください。

子供加算について

- 本給付金の対象となる世帯のうち、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯には、後日子供加算（児童1人当たり5万円）を給付します。
- ※対象となる世帯には5月以降に「支給要件確認書」を送付いたします。



低所得世帯支援給付金の

振り込め詐欺や**個人情報**の**詐取**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大網白里市役所 社会福祉課社会福祉班

大網白里市大網115-2

 0475-70-0348 9:00~17:00(土日祝を除く)